

広島県告示第八百二十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定によって、令和四年広島県告示第九百四十号で指定した区域の一部について、指定を解除する。

令和五年六月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定を解除する区域の所在地

尾道市美ノ郷町本郷字新池田二〇四五番六の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去